

心理カウンセリングの公費負担に関連した各国でのヒアリング結果

＜アメリカ＞

1 被害者補償制度による補償について

- アメリカの被害者補償制度ではカウンセリング費用は補償の対象となる。上限となる回数、期間、額などは州によって異なる。
- 補償の対象とするカウンセリングの実施者についても州ごとに基準があり、実施者に応じて時間あたりの上限を設けている州もある。

2 ニューヨーク州の場合（ヒアリング先）

- ニューヨーク州被害者支援局(New York State Office of Victim Services)の被害者補償プログラムにより、カウンセリング費用を補償する。カウンセリング費用に上限はない。
- カウンセリング実施者は PhD、MD、CSW/MSW などの開業資格を有していなければならない。被害者支援局はカウンセリング提供者に直接支払う場合の料金表を持っている。CSW/MSW は 100 ドル、PhD は 125 ドル、MD は 150 ドルである。例えば資格のない牧師がカウンセリングをしても支払いはできない。カウンセリング実施者の働いている場所は問わない。
- 被害者がすでにカウンセリングを受けて自分で費用を払ってしまっている場合には、被害者が負担した額を直接被害者に補償する。
- 被害者支援局は、精神保健医療の継続の必要性および原因となった犯罪とカウンセリングがどれくらい因果関係を有するかを判断するため、治療を行うカウンセラーが、精神保健治療記録を作成することを要求する。これには、診断、犯罪に対しての精神的苦痛なのか別のものか、前からあったものが犯罪によって悪化したのか、などが含まれる。以前は 1 年に 1 回の報告だったが、今は 2 年に 1 回の報告となっている。
- カウンセリングによって被害者に変化が見られなくても、被害者支援局が治療の変更を指示したりすることはなく、あくまで被害者とカウンセラーの関係による。被害者支援局では、支払っているだけの回数のカウンセリングが行われているかなどをモニターする。

3 その他の州の例

上限や費用設定などに関して、例として次のようなものがある。

○アラバマ州

上限は、2 年間に 50 セッション。急迫した状況下において最大 8000 ドル。

1時間あたり料金

免許を有するカウンセラー/ソーシャルワーカー 80ドル

精神分析医（博士号所有者）、免許を有するセラピスト 100ドル

精神科医（医学博士）125ドル

○アリゾナ州

上限は、最初の治療日から36ヶ月。

州は1時間あたりの費用は設定していない。

○アーカンソー州

上限は、入院患者、外来患者とも3500ドル

1時間あたり料金

●精神医学的相談 145ドル

●心理セラピー 90ドル

●集団セラピー 55ドル

●家族セラピー 95ドル

●二次的セッション 80ドル

●心理テスト 145ドル

○バーモント州

上限は、治療計画に従い最高20セッション。まだ治療を要する犯罪関連の症状があれば、20セッション単位で延長を請求できる。個人セッションは最高\$70、グループセッションは最高\$35。

開業免許の有無にかかわらず、支払額は個人カウンセリングについては1時間あたり最高70ドル、グループセッションについては長さにかかわらず1回35.00ドル。個人セッションが通常の45分～1時間という時間より長くなる場合、比例按分により料金を決定できる(90分のセッションであれば105ドルを支払うことができる)。

<イギリス>

1 被害者支援サービスにおけるカウンセリングの提供

- 英国では、各種の被害者支援サービスの提供と金銭的補償の給付により犯罪被害者を支援している。支援に当たり、犯罪被害者のニーズを踏まえ、いずれの支援サービスが適切かを判断している。犯罪被害者に提供されている支援サービスにはカウンセリングの提供が含まれる。

2 心理カウンセリングの費用について

- 心理カウンセリングについては原則として国民保健サービス（National Health Service : NHS）でカバーされる。国民保健サービスによる心理カウンセリングを受けられるようになるまでの待機期間中に受けたカウンセリングは、犯罪被害補償制度の対象となる。
- 国民保健サービスの対象となる心理カウンセリング以外のカウンセリングが犯罪被害補償制度の対象となるかどうかは、ケースバイケースで判断される。その場合、申請時に、なぜプライベートのカウンセリングが必要なのかについて理由を明確にする必要がある。

※ 国民保健サービスの概要

- ・ 医療については、税金を財源とする国民保健サービス（NHS）が、全国民を対象に、原則無料で提供されている。（薬剤費など一部の費用については自己負担が生じる。）
提供される医療サービスは、歯科治療、眼科治療等の一部が対象外となっているほかは、疾病予防やリハビリテーションを含め、ほとんどの医療サービスが給付対象となっている。
- ・ 国民保健サービスは、精神医療についても幅広くカバーしており、かかりつけ医（General Practitioner）の推薦を受ければ、専門医の診療を受けることができる。適応対象となる症状は、統合失調症、躁鬱、PTSD、無食欲症、人格障害のほか、自閉症、痴呆症、薬物及びアルコール依存症、発作の経験者等である。児童や若年層については、不安や気分の落ち込み、注意力欠損運動過剰障害（ADHD）、脅迫神経症（OCD）、拒食症や過食症といった摂食障害なども対象となる

<フランス>

1 心理カウンセリングの費用について

- 病院で実施される心理カウンセリングの費用は、医療費として疾病保険の対象となる。
- 個人による心理カウンセリングの費用は疾病保険の対象とならず、被害補償制度により補償される。具体的には、専門の医師による診断により、心理カウンセリングの必要性が証明された場合に補償の対象となる。

※ 疾病 (maladie) 保険は、職域ごとに強制加入の多数の制度がある。また、低所得者は保険料の支払いが免除される普遍的疾病保険 (Couverture Maladie Universelle:CMU) に加入することができる。

給付内容については、償還払いが基本であり、外来の場合は70%が原則である。

- ・ 心理カウンセリングについては、医療的専門性が問われ、疾病保険の対象となるのは、「精神科医」又は「公的病院に勤めている精神科医以外のカウンセラー」による診療又はカウンセリングのみである。

この場合に、26歳以上であれば、かかりつけ医によって「精神科医の心理カウンセリングを受けることが必要である」と診断されることが、疾病保険から70%の償還を受けるための条件であり、かかりつけ医の診断がない場合は、疾病保険からの償還は30%となる。25歳以下であれば、疾病保険からの償還のためにかかりつけ医の診断を要しない。

2 アソシエーションによる被害者支援について

- 70年代から犯罪被害者への支援の必要性が認識され始め、80年代から現行制度につながる経済的支援が始まった。政府はアソシエーションに情報提供、心理的支援、社会的支援を行わせることとし、86年に全国被害者支援調停協会 (Institut National d' Aide aux Victimes et de Médiation: INAVEM) が成立した。

- INAVEMでは、アソシエーションの連盟を作り、国家の方針と被害者の要望をつなぐ役割を担っており、被害者への直接支援は相談電話の設置を除いて行っていない。全国のアソシエーションに情報を総括して提供している。

なお、刑事訴訟法上、警察には被害者支援についての情報通知義務（どこへ行けば支援が受けられるか）がある。

- INAVEMでは、被害者が必要とするさまざまな支援（刑事手続、心理的支援、経済的支援、家族の支援、手続に関する支援）を行う専門機関へつなぐためのワンストップサービスを行っている。

3 テロ及び大規模事故の場合について

- テロ及び大規模事故（航空機事故、列車事故、大型客船の沈没事故等）により多くの犠牲者が生じた場合、海外での被害の場合も含めて、国家として司法省は被害者をすぐに救済する。
- 大規模事故への司法省の対応方針は、次の3つである。
 - ① 大規模事故の被害者を支援する
 - ② 被害者へ情報提供を行う
 - ③ 和解による損害賠償の実現を支援する
- 大規模事故の被害者支援について、被害者へのサービスは無料であり、被害者救済のためアソシエーションが、受け入れ、相談、カウンセリング、法的支援、医療のサービスを提供する。
- 司法省は、消費者被害等の集団訴訟などの被害者数の多いデリケートな案件については介入しており、民事訴訟のための旅費やカウンセリングのための費用を支出している。

<ドイツ>

1 ノルトライン・ヴェストファーレン州における「トラウマ救急」について

- 公的医療保険では、肉体的な傷害についてはすぐに対応し得るが、PTSD等精神的なものについては対応できる精神療養士(psychotherapeut)が不足しているため、精神療法を受けられるまでには長い間待たされることが多い。

ラインラント地方連合(LVR)では、特定の病院(複数)と契約し、これら指定病院で1週間以内に受診させるという形で早期受診を可能とする仕組み(トラウマ救急制度)をとっている。

- ・ 指定病院で受診した場合、5回(又は15回まで)の費用はLVRが支払い、加害者に求償する。指定病院以外で受診した場合は、LVRからの費用負担はない。
- 精神的トラウマについて、5回診察(特殊な事情が認められればさらに10回、合計15回)を受けて良いことになっており、費用は州が支払うが、財源は連邦及び州が分担している。この受診回数を超えると公的医療保険からの支払いになる。
- ・ 犯罪被害者の約80%は、15回受診すれば治癒し、PTSDの症状が残るということはほとんどない。
- ・ 15回の受診により治癒しない約20%の者は、ほとんどが性犯罪被害者である。
- 現在、このような心理カウンセリングに係る支援の方式をとっているのは、ノルトライン・ヴェストファーレン州、ニーダー・ザクセン州及びバイエルン州の3つである。現在、連邦政府においてこのシステムを国レベルで行うための内部検討が行われている。

2 心理カウンセリングの費用について

- 指定病院以外で心理カウンセリングを受診した場合、医師からの紹介があれば公的医療保険の対象となり、まず医療保険が費用を支払い、その上で犯人に求償することとなる。
- ・ OEG法に基づきLVRが負担すべき費用を医療保険が既に支払っている場合には、LVRから医療保険側に支払う。

3 犯罪被害者等への心理カウンセリングに関する課題

- ドイツにおいては、精神的被害が補償対象となることについて全く異論はなく、支援の内容としても精神療法が功を奏することについて疑いを持っていないとのことである。

- 問題として待機時間がある。精神面の被害について、対応できる精神療養士が非常に少ないため、犯罪被害者が治療までに長い時間待たなければならないことがあり、精神的ケアに係る支援体制の充実が課題である。
 - ・ 精神科医師の増員は、非常に時間のかかるものであり、当局が犯罪被害者を優先的に治療するよう、精神科医側と交渉を行わなければならない。
- 精神的障害後遺の判定と加害行為によって根拠づけられない精神的疾患との境界は、ますます難しく複雑になってきている。

4 民間団体による被害者支援

- 白い輪による支援プログラムとして、精神的外傷のためのファーストカウニングの支援クーポンがある。これにより、犯罪被害者及び証人にできるだけ早期の心理カウニングが可能となるよう、カウニング費用を白い輪が負担している。
- 白い輪では、心理学精神療法士、子供及び青少年精神療法士、精神医学及び精神療法専門医、精神療法或いは精神分析学の追加名称を有する医師等の精神的外傷学に関する訓練教育を受けた職業グループの全てのカウンセラーに対し、カウニング費用の負担を承諾している。
- 白い輪による、心理的負荷を背負った犯罪被害者への支援の要望

「犯罪被害者は、身体上及び金銭上の後遺の他に、大抵、犯罪行為による心理的後遺を患っているが、ドイツでは、トラウマ外来診療施設が不足している。

疾病にまで症状が発展するまで治療の開始を待つことはできない。治療の開始が遅れることにより、症状が硬化し、治療度合が増し、治療進行が長期化して費用度合が増し、治療成功の見込みが小さくなる。

暴力行為といったトラウマ経験と常に関連する心理的負荷の早期発見、並びに医師による早期の療法は、有効な被害者支援を意味し、全ての場合において治療費用節減につながる。よって、ドイツ連邦全域を網羅するトラウマ外来診療施設の開設と資金の保障が必要である。」

＜韓国＞

1 重傷害救助金について

- 法務部が所管する重傷害救助金の支給要件については、犯罪被害者保護法施行令第3条に定められた重傷害認定基準（以下参照）に適合する場合には支給の対象と成る。心理カウンセリングを受けた場合は、重傷害救助金の支給対象にはなっていない。

次のいずれかひとつに該当し、該当負傷や疾病を治療するのに必要な期間が2か月以上である場合に犯罪被害者本人に支給される。

1. 人の生命および機能と関連がある重要な臓器に損失が発生した場合
2. 身体の一部が切断または破裂し、重大に変形した場合
3. 1及び2で規定した事項以外に身体やその生理的機能が損傷され、1週以上入院治療が必要な場合で1または2に準ずる場合
4. 犯罪被害により重症な精神障害として1から3までに準ずる場合

2 スマイルセンターについて

- 法務部では、心理カウンセリングの専門化を図るために、全国犯罪被害者支援連合会に業務を委託する形で（全予算額が法務部からの補助金で、年間予算4億5,000万ウォン）、臨床心理士、精神科による心理カウンセリングに特化した「スマイルセンター」を構築・運営しており、今後その拡大を図っていくこととしている。
- 常勤職員は7名（臨床心理士2名、相談員1名、社会福祉士1名、看護師1名、行政職員1名、居住施設管理者1名。センター長、所長を含めて合計9名）で、医療機関との連携体制が構築されており、定期的に提携病院の精神科医がセンターに来訪し、診療などを行っている。
- 精神科医による診療や薬物療法の必要性がある場合は、提携病院で外来診療及び入院治療が受けられるようになっており、センターが治療費用を負担している。
- 被害者の健康状況や心理状態によって異なるが、性暴力、家庭内暴力による被害者の遺族や事件現場の目撃者などその内容に応じて、精神科医と臨床心理士が並行してカウンセリングを行っている。
- 薬物療法又は入院による持続的な心理カウンセリングが行われており、被害者の回復意志や治療の進捗状況を考慮し、約2週間から20週間まで長期にわたり回復ケアが行われている。
- 1年間に約450人が施設を利用しカウンセリングを受けている。
- 精神科医に対し、治療1回につき30万ウォン（4時間基準）が支給され、臨床心理士に対しては、正職員として年収2,800万ウォンが支給されてい

る(月 240 万ウォン)。

3 女性家族部による治療費支援

- ① 家庭内暴力(DV、児童虐待被害者等)に対する治療費支援
 - 家庭内暴力被害者であることが認められれば 500 万ウォンを上限に治療費が支給される。
 - DVや児童虐待被害者だけでなく、高齢者虐待事案等も支援の対象としている。
 - 他の罪種と異なり、家庭内暴力被害者は繰り返し被害に遭うことがあるが、過去に制度を利用している者でも、その都度 500 万ウォンを上限とした治療費が支給される。
 - 2011 年度支給実績は、4500 件 約 2 億 1000 万ウォン。
- ② 性犯罪被害者に対する治療費支援
 - 性犯罪被害者であることが認められれば 500 万ウォンを上限に治療費が支給される。
 - カウンセリング費用も対象となる。
 - 2011 年度支給実績は、9764 件、約 20 億ウォン(警察による性犯罪認知件数の 45%)。

上記①及び②ともに、警察への被害届は必要条件ではなく、仮に 1 年以上前の被害であっても被害事実を証明できれば支援の対象となる。

医療費の自己負担分全額が支給され、現物給付、償還払いのいずれの方法でも支給が受けられる。

健康保険制度を利用せずに、医療費の自己負担分が 10 割となった場合には、上限の範囲内で、その全額を対象とする。

これらの支援は、法務部が所管する救助金との調整はなされない。

- この他、性暴力相談所では、女性家族部からの補助金による支援活動として、性暴力被害者に対し、カウンセリング(心理治療や美術治療など治療プログラム)と精神科医、産婦人科医による医療が並行して行われている。カウンセリングは臨床心理士が行う 40 回のプログラムである。
カウンセリング費用は 1 回 8 万ウォンで、1 人当たり支援上限額は原則 300 万ウォンである。
2011 年の支援者数・支援総額は 66 人、3,800 万ウォン。(全額女性家族部からの補助)

(参考)

海外調査の概要

1 アメリカ

- (1) 調査日程
平成24年1月29日(日)から2月3日(金)までの間
- (2) 訪問先機関
司法省犯罪被害者支援室、全米犯罪被害者補償委員会協会、ニューヨーク州被害者支援局、Safe Horizon
- (3) 実施者
慶應義塾大学太田達也教授、内閣府職員

2 イギリス、フランス、ドイツ

- (1) 調査日程
平成24年2月19日(日)から3月1日(木)までの間
- (2) 訪問先機関
 - ・イギリス
法務省、犯罪被害補償審査会、Victim Support 本部
 - ・フランス
司法省、テロ及び犯罪被害者補償基金、大審裁判所犯罪被害者補償委員会、全国被害者支援調停協会、
 - ・ドイツ
連邦労働社会省、ラインラント地方連合、ヴァイサーリング協会(白い輪)
- (3) 実施者
同志社大学大学院司法研究科奥村正雄教授、中央大学法科大学院小木曾綾教授、専修大学法科大学院滝沢誠准教授(ドイツのみ)、内閣府職員

3 韓国

- (1) 調査日程
平成24年3月4日(日)から3月7日(水)までの間
- (2) 訪問先機関
法務省人権局救助課、大検察庁強力部被害者人権課、ソウル東部犯罪被害者支援センター及びスマイル花園、女性家族部権益増進局権益支援課、スマイルセンター、韓国性暴力相談所、ポラメワンストップ支援センター
- (3) 実施者
慶應義塾大学太田達也教授、内閣府職員